

民法分野における法教育の今後について

2007.2.6 沖野眞已(学習院大学)

1 『はじめての法教育』における民法分野の法教育

【内容】

「個人と個人との関係を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。」(法教育研究会「報告書」12頁、19頁)

【教材】

「私法と消費者保護」

小単元 私的自治の原則

契約の成立要件； 契約が解消できるとき、できないとき； 私的自治の原則

小単元 経済活動と消費者保護

契約とは何だろう； 契約が解消できるとき、できないとき； 契約が解消できる特別な場合

【特色】

この分野における法律関係・ルールの確認

遠い存在ではない、身近な仕組みとしての法の認識

契約の成立に関するルールについての知識及び理解の習得

消費者教育

「ねらわれる消費者」への対応

「道具としての法」「武器としての法」

2 補足と展開

(1) 契約、特に成立に関するルールについて、「なぜ」を問う。

『はじめての法教育』においても、「お互いに自由な経済活動ができるためには、お互いに契約を守る責任がある」「十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできない」「無責任に契約を解消できることになると、自由な経済活動ができなくなる」「このように契約自由の原則は、自由で公正な社会生活を営む上でごく常識的なものである」(教材 88頁「まとめ」)という記載がある。

契約自由の原則とその前の記述を結びつき

「約束を守る」「契約を守る」ということの意味

法律において「契約を守る」ということになるとどうなるのか

なぜ法律が必要なのか

意識はしなくても「法の存在」

どのような契約であれば、法が支援するのか

どのような社会が望ましい社会と考えられているのか

「契約自由の原則」「私的自治の原則」の拠って立つ社会像

市民社会における基本法としての民法・私法

望ましい社会のあり方を示し、それを構築するための民法・私法

消費者契約をめぐる「格差」への対応

「消費者」教育とともに「企業」者教育

(2) その他の分野への拡大・展開

ア 物権、不法行為

契約についての記述から連続して展開していく方法

売買契約と財産権の移転 財産権とは（取得の対象または移転の前提）

二当事者の関係にとどまらない第三者効

権利の存否・内容についての確定・明確化の社会経済生活における重要性

契約自由の原則と対をなすものとしての過失責任の原則

イ 法人、結社、社会活動

(3) まとめ

民法の全体像 ただし重要性は第2ランク

財産法と家族法

契約、物権(所有権)、不法行為、親子、夫婦、相続(死亡と財産承継)

道具としての法と社会を支える基盤としての法

あるべき行動準則を示すものとしての法

関心のある人への文献の紹介

年齢や段階との関係 市民教育と法学部教育

【参考文献】

大村敦志 『父と娘の法入門』(岩波ジュニア新書)

大村敦志 『生活のための制度を創る: シェル・ロー・エンジニアリング にむけて』(有斐閣)

大村敦志 『フランスの社交と法: 「つきあい」と「いきがい」』(有斐閣)

星野英一 『民法のススメ』(岩波新書)